

保育所等利用調整基準

平成31年4月1日施行  
令和6年4月1日修正

・「基本点数+調整点数」が高い順に優先して利用調整を行う。

【基本点数】

No.	理由	保護者の状況		点数
1	就労	居宅外就労	1か月の労働時間が150時間以上	12
			1か月の労働時間が120時間以上	11
			1か月の労働時間が 90時間以上	10
			1か月の労働時間が 64時間以上	9
		自営・親族経営 (居宅外就労)	1か月の労働時間が150時間以上	11
			1か月の労働時間が120時間以上	10
			1か月の労働時間が 90時間以上	9
			1か月の労働時間が 64時間以上	8
		居宅内就労	1か月の労働時間が120時間以上	8
			1か月の労働時間が 90時間以上	7
1か月の労働時間が 64時間以上	6			
内職	1か月の労働時間が 64時間以上	6		
2	妊娠・出産	予定日の8週前(多胎妊娠は10週前)の日が属する月の翌月から、産後8週を経過する日の属する月末まで		9
3	疾病	1か月以上の入院・常時病臥		12
		通院加療中で、常に安静を要するなど、常時保育が困難		11
		通院加療中で、保育が困難		10
	障害	身体障害者手帳1級・2級		12
		精神障害者保健福祉手帳1級・2級		
		療育手帳A1・A2		
		身体障害者手帳3級		10
		精神障害者保健福祉手帳3級		
療育手帳B1・B2				
4	介護・看護	同居親族の介護・看護により保育が困難	月20日以上・1日6時間以上	10
			月16日以上・1日4時間以上	8
			別居親族の介護・看護	6
5	求職活動	求職活動に伴い保育が必要		2
6	就学	大学、専門学校、職業訓練校等	月16日以上・1日4時間以上	8
			通信制	6
7	転園	転園希望※		1
8	災害復旧	震災、風水害、火災等による災害の復旧に当たっている		12

1. 基本点数は、父母いずれか低い方の点数とする。
2. 就労等の最低基準は、月16日・週4日・1日4時間以上とする。
3. 児童福祉の観点から特に保育の実施が必要と認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
4. 保育士の加配などが必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途協議する。
5. ※転居等で継続して通うことが困難な状況が認められる場合は、他の基本点数を採用する。

【調整点数】

No.	保護者の状況	点数
1	保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する(内定を含む)場合	7
2	ひとり親世帯	6
3	生活保護世帯で、就労による自立支援につながると見込まれる場合	2
4	育児休業明け	3
5	兄弟姉妹がすでに保育利用している施設への申し込み	3
6	小規模保育事業・家庭的保育事業の利用期限を迎える世帯	3
7	育休取得に伴い退園した施設に再度申し込み(認定こども園で1号に切り替えた場合も含む)	3
8	父母ともに基準を満たす就労実績が直近3か月以上ある場合(自営・親族経営を除く)	1
9	保育の必要性が確認できない65歳未満の祖父母と同居(二世帯住宅も含む)	-5
10	申込児童以外の就学前児童が保育所等を利用していない場合	-2
11	市外在住者(保護者が秦野市内の保育所等で保育教諭・保育士として勤務する(内定を含む)場合及び利用開始までに転入する場合を除く)	-6
12	内定辞退	-3
13	保育料の滞納がある場合(納付誓約書を提出し、計画どおり納付している場合を除く)	-10

1. 該当する点数を合計する。ただし、No.1及びNo.2の加点は、他の加点と重複適用しない。
2. 市外在住者(No.1の加点を除く)または転園希望の場合は、加点を適用しない。
3. No.6の加点は、No.4またはNo.8との重複適用はしない。
4. その他特別の事情が認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

・「基本点数+調整点数」が同点となった場合は、次の順位を基準に所得や祖父母の状況などを総合的に判断して決定する。

【調整点数】

No.	保護者の状況	順位
1	秦野市内の保育所等の保育教諭・保育士	1
2	ひとり親世帯	2
3	疾病・障害	3
4	育児休業明け	4
5	生活保護世帯	5
6	第3子以降の申し込み	6
7	出産	7